

○幌延町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則

平成27年12月18日規則第26号

幌延町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、幌延町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例別表第1の規則で定める事務)

第2条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 幌延町子ども医療費の助成に関する条例（平成6年条例第19号）第4条の受給資格の認定申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(2) 幌延町子ども医療費の助成に関する条例第7条の受給資格の喪失に関する事務

第3条 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 幌延町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第21号）第5条の受給者証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(2) 幌延町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第9条の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

(3) 幌延町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第10条の受給資格の喪失に関する事務

(条例別表第2の規則で定める事務及び情報)

第4条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 幌延町子ども医療費の助成に関する条例第4条の受給資格の認定申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る子どもの保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）

イ 当該申請に係る子どもの保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る町民税（幌延町税条例（昭和37年条例第8号）第3条第1項第1号に掲げる町民税（個人に係るものに限る。）をいう。以下同じ。）に関する情報

(2) 幌延町子ども医療費の助成に関する条例第7条の受給資格の喪失に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該受給資格者の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

イ 当該受給資格者の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る町民税に関する情報

第5条 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 幌延町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第5条の受給者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

イ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る町民税に関する情報

(2) 幌延町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第9条の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

イ 当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る町民税に関する情報

(3) 幌延町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第10条の受給資格の喪失に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該受給資格者又は当該受給資格者と同じの世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

イ 当該受給資格者又は当該受給資格者と同じの世帯に属する者に係る町民税に関する情報
(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。